

○奈良県営自転車競走電話投票実施規則

昭和六十二年十二月一日

奈良県規則第二十六号

改正 昭和六三年三月二二日規則第三九号

平成七年三月三日規則第四二号

平成八年一二月一三日規則第三二号

平成一〇年三月二七日規則第三一号

平成一〇年九月二五日規則第一五号

平成一一年三月三十一日規則第五九号

平成一二年三月三十一日規則第八三号

平成一四年四月五日規則第四号

平成一九年三月三〇日規則第五六号

平成一九年九月二八日規則第一五号

平成二〇年四月二五日規則第三号

平成二〇年十一月二八日規則第二三号

平成二一年五月二六日規則第四号

平成二四年七月六日規則第一三号

平成二六年七月一〇日規則第一四号

平成三一年三月二九日規則第五一号

奈良県営自転車競走電話投票実施規則をここに公布する。

奈良県営自転車競走電話投票実施規則

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 加入申込等(第二条—第十一条の四)

第三章 勝者投票等(第十二条—第二十一条)

第四章 雑則(第二十二条—第二十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号。以下「法」という。)に基づき実施する自転車競走(以下「競輪」という。)における通信回線を経由した電話機

その他の端末による勝者投票券(以下「車券」という。)の発売(以下「電話投票」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平一四規則四・一部改正)

(電話投票の方式)

第一条の二 電話投票の方式は、次のとおりとする。

一 ARS方式(電話投票の電子計算機に車券の購入内容を電話機を使用して直接入力する方式をいう。)

二 インターネット方式(電話投票の電子計算機に車券の購入内容をインターネットを利用できる電子計算機その他の端末機器を使用して直接入力する方式をいう。)

(平七規則四二・追加、平一〇規則一五・平一四規則四・平二〇規則三・一部改正)

第二章 加入申込等

(加入者)

第二条 電話投票を行うことができる者は、知事と次の各号のいずれかの方式の電話投票に関する契約(以下「電話投票契約」という。)を締結した者(以下「加入者」という。)とする。ただし、新たに加入者となる者は、第一号の方式で電話投票契約を締結することができない。

一 担保方式(車券購入代金の支払の担保を提供する方式をいう。)

二 無担保方式(前号の担保を提供しない方式をいう。)

(平七規則四二・平一四規則四・一部改正)

(加入者の募集等)

第三条 電話投票契約を締結することができる者の募集は、知事が別に定める方法により行う。

2 前項の規定による募集に応募しようとする者は、知事が別に定める様式の加入申込書に住民票の写しその他応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、応募者のうち、知事が別に定める金融機関(以下「指定銀行」という。)のうちインターネットによる取引を専門とする金融機関(第六条第三項において「専業銀行」という。)を利用しようとするものは、知事が定める加入申込方法によらなければならない。

(平七規則四二・平一四規則四・平一九規則五六・平二四規則一三・一部改正)

(加入者の欠格事項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、電話投票契約を締結することができない。

- 一 法第九条又は第十条に規定する者
- 二 成年被後見人、被保佐人又は破産者であつて復権を得ないもの
- 三 法に違反して罰金以上の刑に処せられた者
- 四 法人その他の団体
- 五 車券の購入により、本人及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのある者

(平七規則四二・平一二規則八三・平一九規則一五・平三一規則五一・一部改正)

(加入者番号及び暗証番号)

第五条 電話投票契約を締結するときは、知事は当該加入者の加入者番号(インターネット方式の加入者にあつては加入者番号及び認証記号)を、当該加入者は自己の暗証番号(インターネット方式の加入者にあつては、自己の暗証番号及びパスワード)を定め、それぞれ相手方に通知するものとする。

(平一〇規則一五・全改、平一四規則四・平一九規則五六・一部改正)

(口座の開設)

第六条 第二条第一号の担保方式の加入者(以下「担保加入者」という。)は、知事が指定する日までに、指定銀行に、当該担保加入者が行う電話投票のための普通預金口座(以下「指定口座」という。)を設けなければならない。

2 第二条第二号の無担保方式の加入者(以下「無担保加入者」という。)は、知事が指定する日までに、指定銀行に、当該無担保加入者が行う電話投票のための普通預金口座(以下「投票用口座」という。)及び投票用口座の預金の払戻しを受けるための振替用の普通預金口座(以下「振替用口座」という。)を設けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、專業銀行を利用する無担保加入者(第十五条において「專業銀行加入者」という。)は、あらかじめ、当該專業銀行に、車券の購入代金の支払並びに払戻金及び返還金の受領のための普通預金口座(以下「專業銀行口座」という。)及び投票用の預金の払戻しを受け、並びに戻し入れるための普通預金口座(以下「普通口座」という。)を設けなければならない。

4 前三項の規定により加入者が指定口座又は投票用口座及び振替用口座若しくは普通口座及び專業銀行口座を設けた金融機関(以下「取扱金融機関」という。)は、当該加入者の氏名並びに指定口座又は投票用口座及び振替用口座若しくは普通口座及び專業銀行口座を知事に通知するものとする。

(平七規則四二・平一九規則五六・一部改正)

(振替依頼)

第七条 加入者は、車券の購入代金を県に納付するため、知事が指定する日までに、取扱金融機関に当該指定口座又は投票用口座若しくは専業銀行口座から知事が別に定める県の預金口座(以下「預金口座」という。)への振替依頼書を提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、前項の規定により加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を知事に通知するものとする。

(平七規則四二・平一九規則五六・一部改正)

(担保の提供)

第八条 当該担保加入者は、知事が指定する日までに、取扱金融機関に定期預金として五万円、十万円、二十万円又は三十万円の金額のうち当該担保加入者が選択した金額(以下「担保金額」という。)を預け入れるとともに、当該定期預金の元金に県を質権者とする質権を設定し、当該定期預金の証書を知事に引き渡さなければならない。

(昭六三規則三九・平七規則四二・一部改正)

第九条 削除

(平一四規則四)

(電話投票の開始期日)

第十条 知事は、無担保加入者が第七条第一項に定める手続を完了し、かつ、取扱金融機関が第六条第四項及び第七条第二項の手続を完了したときは、速やかに、電話投票を始めることができる期日を指定して、当該無担保加入者に通知するものとする。

(平七規則四二・平一四規則四・平二四規則一三・一部改正)

(解約)

第十一条 知事は、加入者から電話投票契約の解約の申込みがあつたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、当該加入者との電話投票契約を解約するものとする。

- 一 加入申込書又は添付書類に記載された事項が真実と異なることが発見されたとき。
- 二 加入者が第四条第一号から第三号までのいずれかに該当したとき。
- 三 知事が指定した日までに、無担保加入者が第七条第一項に定める手続を完了しなかつたとき。
- 四 知事の承認を得ないで、担保加入者が第八条に規定する定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、担保に供する等の処分をしたとき。
- 五 加入者が第十八条の規定に違反したとき。

六 第二十条第二項の規定により、質権が実行されたとき。

七 加入者が指定口座又は投票用口座及び振替用口座若しくは普通口座を解約したとき。

八 一年間車券の購入の申込みがなかつたとき。

九 その他知事が加入者として適当でないとしたとき。

- 2 知事は、前項の規定により電話投票契約を解約したときは、第八条の規定による当該電話投票契約に係る担保加入者から引き渡された定期預金の証書を当該担保加入者に返還するものとする。ただし、前項第六号の規定により解約した場合は、この限りでない。

(平七規則四二・平一四規則四・平一九規則五六・平三一規則五一・一部改正)

(加入者の申請による利用停止等)

第十一条の二 知事は、別に定めるところにより、加入者から電話投票の利用の停止の申請があつたときは、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

- 2 知事は、別に定めるところにより、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者から電話投票の利用の停止の解除の申請があつたときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除することができる。

- 3 第一項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。

(平三一規則五一・追加)

(家族の申請による利用停止等)

第十一条の三 車券の購入により、加入者及びその家族の日常生活若しくは社会生活に支障が生じており、又はそのおそれのあるときは、当該加入者の家族(当該加入者と同居する親族(成年者に限る。))及び知事が特に認めた者をいう。)は、知事が別に定めるところにより、当該加入者の電話投票の利用の停止を申請することができる。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る加入者(以下「利用停止候補者」という。))が知事が別に定める事由に該当すると認めるときは、利用停止候補者の電話投票の利用を停止することができる。

- 3 知事は、前項の規定により利用停止候補者の電話投票の利用を停止しようとするときは、当該利用停止候補者及び第一項の規定による申請を行つた家族(以下「申請家族」という。))に対し、利用停止候補者の電話投票の利用を停止する旨及び電話投票の利用を停止する期間として知事が別に定める期間を通知するものとする。

- 4 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、当該利用の停止に不服があるときは、利用を停止する日の前日までに、知事が別に定めるところにより、知事に対して意見を申

し出ることができる。

- 5 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その内容を検討の上、利用の停止の可否について判断し、直ちにその結果を意見を申し出た利用停止候補者及び申請家族に通知する。
- 6 知事は、第二項の規定により電話投票の利用を停止された加入者又は申請家族から、知事が別に定めるところにより当該利用の停止の解除の申請があつた場合において、知事が別に定める事由に該当するときは、当該利用の停止を解除することができる。
- 7 第二項の規定により電話投票の利用を停止された加入者は、知事が別に定める日までの間は、前項の規定による申請をすることができない。
- 8 知事は、第一項の規定による利用の停止の申請又は第六項の規定による解除の申請を受けたときは、当該申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。

(平三一規則五一・追加)

(その他の事由による利用停止等)

第十一条の四 知事は、加入者が他の競輪施行者(法第一条第五項に規定する競輪施行者をいう。以下同じ。)から電話投票の利用を停止されたときは、当該加入者の県が実施する電話投票の利用を停止することができる。

- 2 知事は、前項の規定により電話投票の利用を停止された加入者が他の競輪施行者から電話投票の利用の停止を解除されたときは、当該加入者の利用の停止を解除することができる。

(平三一規則五一・追加)

第三章 勝者投票等

(車券)

第十二条 車券の券面金額は、百円の整数倍に相当する額とする。

(平一四規則四・全改)

(競輪の指定)

第十三条 車券を発売する競輪は、知事が別に指定する。

(発売の日時)

第十四条 車券を発売する日(以下「電話投票実施日」という。)及び時間は、知事が別に定める。

(平二〇規則三・全改)

(購入限度額)

第十五条 電話投票実施日において加入者(專業銀行加入者を除く。)が一回の申込みにより車券を購入することができる金額は、当該購入する日の直前の取扱金融機関の営業日(以下「直前の営業日」という。)の金融取引終了時における当該加入者の指定口座又は投票用口座の預金残高の額(その額に証券等により預け入れられた預金で決済手続が完了していないため払戻しを請求することができないものが含まれている場合は当該預金の額を控除した額とし、指定口座の当該控除した額が担保金額を超える場合は当該担保金額に相当する額)から直前の営業日の金融取引終了後に購入した車券の購入金額を減じた額に、当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とする。

2 專業銀行加入者の車券の購入限度額は、次のとおりとする。

一 電話投票実施日における一回目の購入限度額については、專業銀行口座の預金残高の額に当該專業銀行加入者が專業銀行口座に入金した額を加えた額

二 電話投票実施日における二回目以降の投票に係る一回の購入限度額については、專業銀行口座の預金残高の額及び專業銀行口座に入金した額から直前の回までに購入した車券の購入金額を減じた額に当該車券に係る払戻金及び返還金の合計額並びに新たに專業銀行口座に入金した額を加えた額

3 加入者が一日に車券を購入することができる金額は、九百九十九万円以内とする。

(平七規則四二・平一〇規則三一・平一九規則五六・平二〇規則三・一部改正)

(購入限度回数)

第十五条の二 電話投票実施日における購入限度回数は、知事が別に定めるものとする。

(平一四規則四・追加)

(車券購入の方法)

第十六条 電話投票に係る車券購入の方法は、知事が別に定め、あらかじめ加入者に通知するものとする。電話投票の技術の進歩その他の理由によりこれを変更しようとするときも、同様とする。

2 車券を発売した後は、加入者は、車券の購入の取消し又は購入に係る勝者投票法の種類、競走番号(重勝式勝者投票法にあつては、組)、選手番号(連勝単式勝者投票法及び連勝複式勝者投票法並びに重勝式勝者投票法にあつては、組)及び購入金額の変更をすることができない。

(平一四規則四・追加、平二一規則四・一部改正)

(車券の受領及び保管)

第十七条 前条の規定により発売した車券は、知事が加入者に代わつて受領し、及び保管す

るものとする。

(代理購入等の禁止)

第十八条 加入者は、車券の購入の申込みを他人に行わせ、又は他人の委託を受けてこれを行ってはならない。

(受付の拒否)

第十九条 知事は、車券の購入の申込みについて、この規則に適合しない疑いがあるときその他これを受けることが適当でないと認めるときは、これを受け付けないものとする。

(発売代金の収納)

第二十条 車券の発売代金の収納は、当該車券を発売した日(以下「車券発売日」という。)に、当該車券を購入した加入者の指定口座又は投票用口座若しくは專業銀行口座から預金口座への振替により行う。ただし、車券発売日が取扱金融機関の休業日であるときその他やむを得ない理由により車券発売日に振り替えることができないときは、その直後の取扱金融機関の営業日に振り替えるものとする。

2 知事は、車券を購入した担保加入者の指定口座の預金残高の不足により当該車券の発売代金の全部又は一部を収納することができないときは、第八条の規定により当該担保加入者の定期預金の元金に設定された質権を実行し、当該発売代金の全部又は一部に充当するものとする。

(平七規則四二・平一九規則五六・平二〇規則三・一部改正)

(払戻金又は返還金の交付)

第二十一条 払戻金又は返還金の交付は、当該払戻金又は返還金に係る競輪が開催された日(以下「開催日」という。)に、知事が保管する車券と引換えに、当該車券を購入した加入者の指定口座又は投票用口座若しくは專業銀行口座への振込みにより行う。ただし、当該開催日が取扱金融機関の休業日であるときその他やむを得ない理由により当該開催日に振り込むことができないときは、その直後の取扱金融機関の営業日に振り込むものとする。

(平七規則四二・平一九規則五六・平二〇規則三・一部改正)

第四章 雑則

(車券の閲覧)

第二十二条 加入者は、知事が保管する車券について、当該車券に係る開催日の翌日から起算して六十日間知事に閲覧を請求することができる。

(平二〇規則三・一部改正)

(投票の記録等)

第二十三条 知事は、電話投票の内容を記録し、当該電話投票が行われた日の翌日から起算して六十日間これを保存するものとする。

(電話投票事務の委託)

第二十四条 知事は、法第三条の規定により、電話投票の実施に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体、法第三十八条第一項に規定する競技実施法人又は私人に委託することができる。

(平一〇規則一五・追加、平一九規則五六・平一九規則一五・平二〇規則二三・平二六規則一四・平三一規則五一・一部改正)

(その他)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、電話投票に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一〇規則一五・旧第二十四条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第三二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成八年十二月十八日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第三一号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一五号)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第五九号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第八三号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第五六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第一五号)

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二一年規則第四号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一三号)

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平成二六年規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三一年規則第五一号)

この規則は、公布の日から施行する。